

4. 公園等

[4] 駐車場

整備の基本的考え方

公園等に附帯する駐車場については、建築物と同様に、障害を持つ人でも利用できるよう駐車スペースを確保し、園内に安全に移動できるよう整備を行う。

整備基準

不特定又は多数の者が利用する駐車場を設ける場合においては、建築物[6]駐車場の項に定める基準に適合させること。

さらに望ましい基準

- ・ 車いす利用者用駐車施設は、駐車台数が200台未満の場合は、台数×1/50以上、200台以上の場合は、台数×1/100+2台以上設置すること。
- ・ 駐車場内の通路の幅は、180cm以上とすること。

○解説

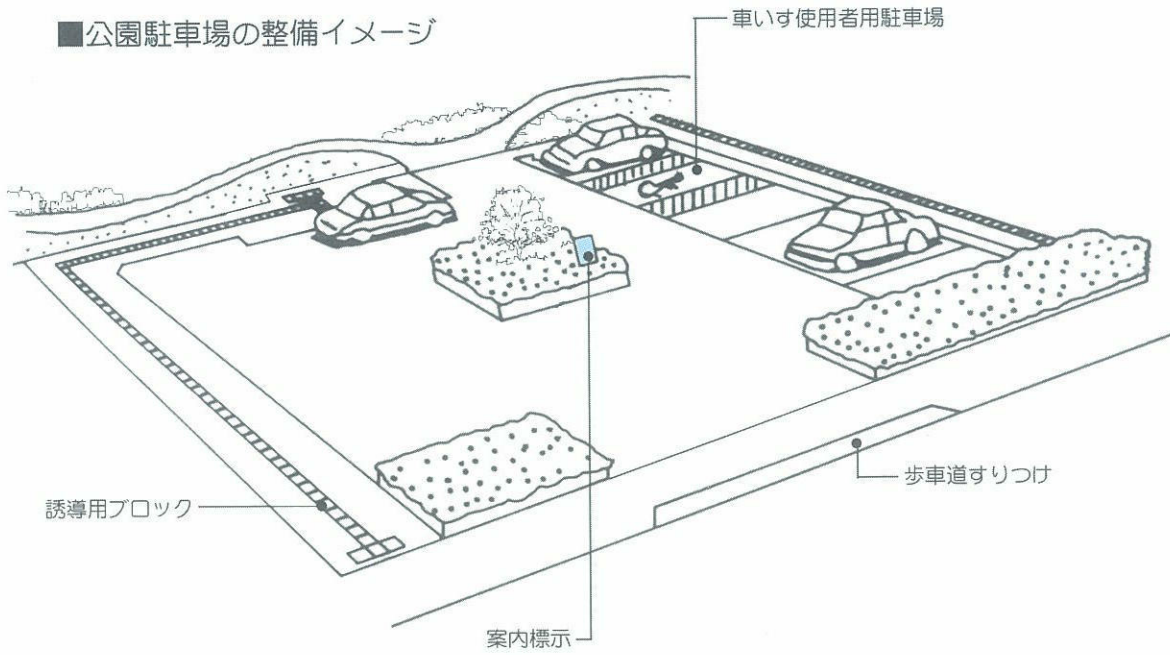
※建築物[6]駐車場の項 28 頁及び駐車施設 96 頁参照。

○配慮事項

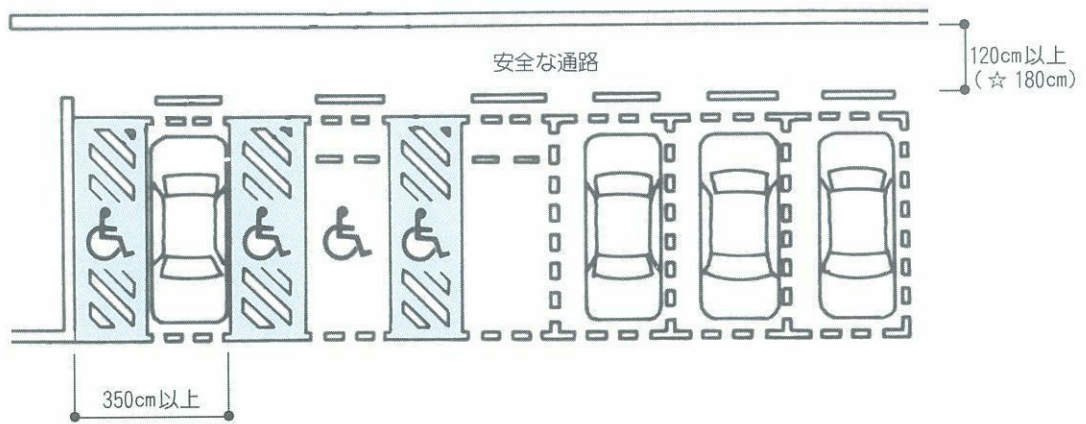
- ・ 建築物[6]駐車場の項 28 頁及び駐車施設 96 頁参照。

参考解説図

■公園駐車場の整備イメージ



■駐車場の整備仕様



■案内標示の例

